

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対 象 と なる職	任 期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対 象 と なる職	任 期	再任に関する事項
大 学 院 総 合 文 化 研 究 科	(略)				(略)				
	広域科学専攻環境 応答論講座植物分 子生理学分野	助 教	4 年	再任不可。	広域科学専攻環境 応答論講座植物分 子生理学分野	助 教	4 年	再任不可。	
	(略)				広域科学専攻環境 応答論講座植物分 子生理学分野Ⅱ	助 教	2 年。ただし、 令和 6 年 3 月 3 1 日を超え ることはでき ない。	再任不可。	
(略)					(略)				

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。